

補助金調書

| | | | | | |
|---|--|--|-------|--------------|-----------------------------------|
| 補助金名 | 筑前琵琶保存会演奏会事業補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 経済観光文化局文化振興部 文化振興課(TEL 内線1802) |
| 交付先 | 団体 | 筑前琵琶保存会 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | 当該補助事業を行っている団体が限定されているため | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和41 | 年度 | 経過年数 | 49 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <p>目的 「個性と創造性に富んだ多彩な人材が育つまち」の実現を図ること</p> <p>対象事業 筑前琵琶保存会が主催し、本市内で開催される郷土の代表的芸能である筑前琵琶の向上・研究・保存・普及を目的とし、本誌の音楽文化の振興に寄与すると認められる認められる事業に交付</p> | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28 | 年度 | 延長回数 | | 回 |
| 終期を延長する理由 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | 定率 | <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>対象経費:(1)当該事業に係る設備経費 (2)当該事業開催に係る運営経費 (3)当該事業に係る広報宣伝経費 (4)その他市長が当該事業開催に必要と認める経費</p> <p>算定方法・考え方:交付の対象となる経費の1割に相当する額を限度とし、予算の範囲内で交付</p> | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | |
| | 70 千円 | 70 千円 | 70 千円 | 70 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 「筑前琵琶保存会演奏会」は、平成25年度に第49回目を迎えた。平成25年度は、11月4日に福岡明治安田生命ホールにおいて開催され、会員の作曲による作品や、古典琵琶の名曲など、バラエティに富んだ演目が披露された。 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 「筑前琵琶保存会演奏会」により、市民に郷土の代表的伝統芸能である筑前琵琶の鑑賞の機会を提供するとともに、筑前琵琶の演奏に合わせ日本舞踊や映像を取り入れるなど、筑前琵琶の保存のみならず、発展にもつながっており、福岡市の伝統文化及び音楽文化の振興に寄与している。 | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。